

令和3年度横浜市病院事業会計予算

(総 則)

第1条 令和3年度横浜市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 市 民 病 院 事 業

(1) 病 床 数	650 床
(2) 年 間 入 院 患 者 数	219,780 人
(3) 年 間 外 来 患 者 数	326,700 人
(4) 1 日 平 均 入 院 患 者 数	602 人
(5) 1 日 平 均 外 来 患 者 数	1,350 人

2 脳卒中・神経脊椎センター事業

(1) 病 床 数	300 床
(2) 年 間 入 院 患 者 数	94,172 人
(3) 年 間 外 来 患 者 数	43,560 人
(4) 1 日 平 均 入 院 患 者 数	258 人
(5) 1 日 平 均 外 来 患 者 数	180 人
(6) 短期入所療養介護及び 介護保健施設サービス等利用定員	80 人
(7) 年間短期入所療養介護及び 介護保健施設サービス等利用者数	27,375 人
(8) 年間通所リハビリテーション等 利 用 者 数	8,652 人
(9) 1日平均短期入所療養介護及び 介護保健施設サービス等利用者数	75 人

(10) 1 日 平 均 通 所
リハビリテーション等利用者数 28 人

3 みなと赤十字病院事業

(1) 病 床 数 634 床

(2) 年 間 入 院 患 者 数 188,879 人

(3) 年 間 外 来 患 者 数 266,712 人

(4) 1 日 平 均 入 院 患 者 数 517 人

(5) 1 日 平 均 外 来 患 者 数 1,102 人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 市民病院事業収益 29,770,545 千円

第1項 医 業 収 益 27,104,724 千円

第2項 医 業 外 収 益 2,665,821 千円

**第2款 脳卒中・神経脊椎センター
事業収益 8,568,878 千円**

第1項 医 業 収 益 6,058,135 千円

第2項 医 業 外 収 益 2,463,151 千円

第3項 研 究 助 成 収 益 20,000 千円

第4項 介 護 老 人 保 健 施 設 収 益 27,592 千円

第3款 みなと赤十字病院事業収益 2,027,282 千円

第1項 医 業 収 益 62,282 千円

第2項 医 業 外 収 益 1,965,000 千円

合 計 40,366,705 千円

支 出

第1款 市民病院事業費用 30,229,657 千円

第1項 医 業 費 用 29,359,700 千円

第2項 医 業 外 費 用 360,217 千円

第3項	特 別 損 失	209,740 千円
第4項	予 備 費	300,000 千円
第2款	脳卒中・神経脊椎センター 事業 費 用	8,716,362 千円
第1項	医 業 費 用	8,293,161 千円
第2項	医 業 外 費 用	201,392 千円
第3項	医 学 研 究 費 用	20,000 千円
第4項	介 護 老 人 保 健 施 設 費 用	46,509 千円
第5項	特 別 損 失	5,300 千円
第6項	予 備 費	150,000 千円
第3款	みなと赤十字病院事業費用	1,548,052 千円
第1項	医 業 費 用	1,033,051 千円
第2項	医 業 外 費 用	515,001 千円
	合 計	40,494,071 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,425,813 千円は、当年度分損益勘定留保資金等で補填するものとする。）。

収 入

第1款	市民病院事業資本的収入	1,738,186 千円
第1項	企 業 債	674,000 千円
第2項	一 般 会 計 負 担 金	801,867 千円
第3項	一 般 会 計 補 助 金	157,734 千円
第4項	そ の 他	104,585 千円
第2款	脳卒中・神経脊椎センター事業 資 本 的 収 入	1,398,531 千円
第1項	企 業 債	400,000 千円
第2項	一 般 会 計 負 担 金	998,521 千円

第3項	そ	の	他	10	千円
第3款	みなと赤十字病院事業	資	本的	収	入
				1,561,729	千円
第1項	一	般	会	計	負
					担
					金
				1,336,607	千円
第2項	一	般	会	計	補
					助
					金
				225,122	千円
	合		計	4,698,446	千円
			支		出
第1款	市民病院事業	資	本的	支	出
				2,095,292	千円
第1項	建	設	改	良	費
					500,000
					千円
第2項	企	業	債	償	還
					金
				1,582,932	千円
第3項	投				資
				12,360	千円
第2款	脳卒中・神経脊椎センター事業	資	本的	支	出
				2,015,963	千円
第1項	建	設	改	良	費
					400,000
					千円
第2項	企	業	債	償	還
					金
				1,615,963	千円
第3款	みなと赤十字病院事業	資	本的	支	出
				2,013,004	千円
第1項	建	設	改	良	費
					15,000
					千円
第2項	企	業	債	償	還
					金
				1,998,004	千円
	合		計	6,124,259	千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事	項	期	間	限	度	額
市	民	病	院	令	和	4
医	学	研	修	経	費	15,000
						千円
市	民	病	院	令	和	4
広	報	業	務	委	託	令
						和
						4
						年
						度
						から
						12,000
						千円
						まで

市民病院 病院解体工事費	令和4年度から 令和5年度まで	2,998,000 千円
-----------------	--------------------	--------------

脳卒中・神経脊椎センター 医事業務委託	令和4年度から 令和5年度まで	3,000 千円
------------------------	--------------------	----------

脳卒中・神経脊椎センター 施設管理委託	令和4年度から 令和5年度まで	21,000 千円
------------------------	--------------------	-----------

脳卒中・神経脊椎センター 医学研修経費	令和4年度	6,000 千円
------------------------	-------	----------

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(1) 起債の目的 施設整備工事費及び医療備品購入費等に充てるため。

(2) 限度額 1,074,000 千円

市民病院建設改良費充当企業債	674,000 千円
脳卒中・神経脊椎センター 建設改良費充当企業債	400,000 千円

(3) 起債の方法

ア 市債証券の発行または普通貸借の方法による。

イ 起債の時期は令和3事業年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。

(4) 利率 年 5.0%以内

ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。

(5) 償還の方法

ア 起債年度の翌年度から据置期間を含め、30年以内に償還する。ただし、本期間中、未償還

額の範囲内において借り換えることができる。

イ 公的資金を借り入れる場合は、その融通条件による。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、10,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における医業費用及び医業外費用の間の流用。

(他会計からの補助金)

第9条 事業助成のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,263,980千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、16,341,711千円と定める。

(重要な資産の取得)

第11条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

	種類	名称	数量
(1) 取得する資産	備品	高エネルギーギ一 放射線治療装置	一式

令和3年2月10日提出

横浜市 市長 林 文 子